

訴 状

2023年(令和5年)3月30日

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 龍 田 紘 一 朗

原告ら訴訟代理人弁護士 三 宅 敬 英

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

B S L 4 施設指定差止め等請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

目次

第1章 請求の趣旨	3
第1 主位的請求	3
第2 予備的請求	4
第2章 請求適格等を裏付ける事実	4
第1 請求の原因(請求の趣旨1, 2項)	4
1 原告らには原告適格があること	4
2 蓋然性及び処分性	6
3 重大な損害が発生するおそれ	6
4 補充性	7
5 当該処分をすべきではないことが明らかであること	7
第2 請求の原因(請求の趣旨3, 4項)	8
1 確認の利益を有すること	8

2	即時確定の利益を有すること	8
3	当該処分をすべきではないこと	8
第3章	当該指定等をすべきではないことを基礎づける事実	8
第1	本件施設の耐震安全性が証明されていないこと－小江原断層の存在－	8
1	はじめに	9
2	島村英紀武蔵野学院大学特任教授の指摘	10
3	断層調査義務の存在について	11
第2	BSL4施設で免震構造を採用してしまったゆえの危険性	13
1	はじめに	13
2	免震構造に関する審査ガイドが要請すること	13
3	「残余のリスク」の観点からの要請	14
第3	免震構造物に対する長周期地震動の危険性：学術的考察	16
1	振動現象と固有周期について	16
2	加振力と共振	17
3	免震構造の共振	17
第4	小江原断層が動いた場合に予測される本件建物の揺れと挙動	20
1	本件建物の設計値	20
2	小江原断層が動く可能性を想定すべきであること	21
3	2016年の熊本地震のデータの分析	22
4	小江原断層が動いた場合に本件施設建物に生じる揺れの予測	24
第5	本件施設は耐震安全性が証明されていないこと－感染症法が規定する耐震強度の確保の問題－	28
1	感染症法施行規則で規定される耐震強度	28
2	「告示」基準の耐震安全性が必要な理由	28
3	長崎大学の施設が未だに「告示」基準を満たしていないこと	28
4	小括	29

第6	住宅地に建設する必要はないこと	29
1	住宅地に作るというのは根本的な誤りであること.....	29
2	BSL4施設を住宅地に作ることは不要であることについて	29
3	WHOも住宅地を避けるよう述べていること.....	31
4	原告らの生命身体を侵害する危険があることを考えれば, わざわざ住宅地で行うべきではないこと.....	34
第7	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大により, 長崎大学施設の危険性は改めて明白になったこと.....	35
1	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により生じた深刻な懸念	35
2	動物からヒトへの伝播する危険性を裏付けるものは枚挙に暇がないこと.....	36
3	BSL4, BSL3を問わず, 実験室内感染事故は多数起っていること ...	37
4	新型コロナウイルス感染症の発生・拡大から学ぶべきこと.....	41
5	長崎大学の建築する建物は新型コロナウイルス感染症発生以前の計画であること.....	42
第8	そもそも長崎大学には, BSL4のような高度研究を安全に行う能力があることや, 事故時における資力も証明されていないこと.....	42
1	長崎大学がこれまで, 事故等を直ちに明らかにしてこなかったこと	43
2	長崎大学の能力不足	44
3	事故が起こった際の長崎大学の資力も疎明されていないこと.....	44
第9	避難計画策定義務違反	45
1	大津地決平成28年3月9日判例時報2290号75頁(甲57)	45
2	WHO文書が要請する非常事態対応計画の不備.....	46

第1章 請求の趣旨

第1 主位的請求

- 1 厚生労働大臣は国立大学法人長崎大学の建設した別紙目録記載の施設に対し,

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の3第1項第1号に定める特定一種病原体等所持施設として指定をしてはならない。

2 厚生労働大臣は国立大学法人長崎大学に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の3第2項に定める特定一種病原体等所持者として指定をしてはならない。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 予備的請求

1 厚生労働大臣は国立大学法人長崎大学の建設した別紙目録記載の施設に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の3第1項第1号に定める特定一種病原体等所持施設として指定をしてはならないことを確認する。

2 厚生労働大臣は国立大学法人長崎大学に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の3第2項に定める特定一種病原体等所持者として指定をしてはならないことを確認する。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第2章 請求適格等を裏付ける事実

第1 請求の原因(請求の趣旨1, 2項)

1 原告らには原告適格があること

(1) 国立大学法人長崎大学（以下「長崎大学」という。）は別紙物件目録記載の施設において、専ら自らの利便性のみを考え、坂本地区という住宅地かつ観光地に近接して、BSL4施設（以下、「BSL4施設」という。）を設置、

運営する計画を進行させている。

(2) 原告らは長崎市内居住者を中心とし、大部分は計画地から半径10km以内に居住する。

(3) 長崎大学の計画しているBSL4施設から不可逆的な健康被害をもたらすウイルス等が漏れると、原告らは直ちに感染させられてしまう危険に脅かされることになる。また、原告らに症状が発現せず、知らないうちに、自らの家族や友人も感染させてしまい、他人の生命又は身体に危害を生じさせてしまう恐れまである。したがって、長崎大学が住宅地にわざわざBSL4施設を作ることにより、原告らは生命、健康を害される、または、他人の生命身体を害してしまいかねない立場にある。

(4) いうまでもなく原告らは憲法13条に基づく人格権を保持する。この「人格権は憲法上の権利」であり、「また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない」ものである。それゆえ、「生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる」。そして、BSL4施設に求められる安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にもウイルス等の物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。そして、人格権という根源的な権利がきわめて広範囲に奪われるという事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である（福井地判2014年5月21日判例時報2228号72頁参照）。

(5) 後述するとおり、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大も考えれば、長崎大学と原告らの居住域との距離は問題とはならず、原告らすべてに原告適格があるというべきである。

2 蓋然性及び処分性

- (1) 長崎大学はBSL4施設について建設を完成させ、引き渡しを受けている。今後、長崎大学はBSL4施設としての指定を受けるよう求めると公表している(甲1)。
- (2) したがって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。)第56条の3第1項第1号に定める特定一種病原体等所持施設としての指定や、同法第56条の3第2項に定める特定一種病原体等所持者としての指定を受けうる蓋然性が高い。
- (3) なお、上記2つの指定はいずれも、公権力性、法律上の地位に対する影響をもつから、処分性を認められる。

3 重大な損害が発生するおそれ

- (1) 後述の通り、BSL4施設によって原告らは生命、身体を害されかねない。すなわち、エボラウイルスをはじめとするウイルスがBSL4施設に運び込まれ、このウイルスが漏れると、取り返しのつかない損害が生じる。すなわち、エボラウイルスのような致死性の病原体に感染することにより、個人の死亡のみならず社会的なパンデミックまで覚悟しなくてはならなくなるからである。
- (2) エボラウイルスの宿主はコウモリといわれている。ひとたびコウモリなどを宿主として当該ウイルスが生息してしまうと撲滅はもはや不可能なため、長崎は永遠にウイルスが生息する地となり、住民はウイルスに感染する危険に永遠に晒され続けることとなる。当該施設は致死性の病原体を扱う以上、常に原告ら住民は死の危険にさらされ続けることになるのである。
- (3) これらの損害により原告らには不可逆的かつ重大な損害が発生し続けるおそれがある。

4 補充性

本訴訟のほかに適当な方法はない。

5 当該処分をすべきではないことが明らかであること

(1) 感染症法は前文で「人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に迫り、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。」と明示している。

感染症法が第一に掲げるのは人権の尊重であり、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供の確保としている。したがって、原告ら住民の人権こそ第一であり、近接したBSL4施設の稼働が原告らの犠牲を前提とするならば本末転倒であるといわなければならない。

(2) 上記のような観点から、感染症法第56条の3は原則として一種病原体の保持を禁止した上、ごく例外的に「指定」を受けた者についてのみ所持を認めるという構成をしているのであるから、厚労大臣による指定に裁量はなく、羈

束処分と解される。

(3) 本件施設は第3章で述べるとおり、当該処分をすべきではないことが明らかである。

第2 請求の原因(請求の趣旨3, 4項)

1 確認の利益を有すること

(1) 上記の通り長崎大学はBSL4施設を完成させ、厚労大臣からの「指定」に向けた準備に入っていると公表している(甲1)。他方、原告らはBSL4施設の稼働差止めを求めており、原告らと長崎大学との間には現実的かつ実際の紛争が生じている。

(2) BSL4施設からエボラウイルス等が漏れた場合の事態を考えれば、事後的な金銭賠償等により原状回復を求めることもできない。原告らが自らの人格権をもとに、長崎大学に対して指定をしないことの確認を求めることに利益はある。

2 即時確定の利益を有すること

長崎大学が指定を受けた後は、直ちにウイルスを運び込む可能性があり、指定を事後的に争ったのでは、原告らに生じる回復が著しく困難になる可能性が高い。

3 当該処分をすべきではないこと

第3章で述べる事実から、指定をすべきではないことを明らかにする。

第3章 当該指定等をすべきではないことを基礎づける事実

第1 本件施設の耐震安全性が証明されていないこと—小江原断層の存在—

1 はじめに

- (1) 長崎市内では小江原断層が確認されている。これは、少なくともビッグN野球場付近まで確認されており、BSL4施設から1 km程度の距離にある（甲24）。
- (2) この点について、長崎大学の基本構想には当初から記載がない（甲23）。そして小江原断層の先端は未確認であり、浦上天主堂や坂本キャンパス付近まで迫っている可能性は否定されていない。また、この断層が活断層ではないという確認もされていない。
- (3) 北海道胆振地方地震の教訓から、活断層ではなくとも激しい地震が襲うこともあるということが既に判明している。
- (4) 熊本地震で得られた教訓では、内陸断層が動く直下型地震では長周期地震動が発生するということであり、この教訓から、万一小江原断層が動くことがあれば、その際にも長周期地震動が発生するという合理的予測が成り立つ。
- (5) 他方、本件施設では免震構造が採用されていること、および免震構造は長周期地震動と共振（建物の揺れが地震動の周期に同調して異常に大きくなる力学的現象）しやすいことからすれば、小江原断層が震源となる長周期地震動が発生した場合には、本件施設は長周期地震動に襲われ、共振によって異常な揺れが発生し、それに伴い致命的病原体が施設から漏れ出すという事態が発生する恐れがある。
- (6) このようなことから、長崎大学は小江原断層について、万一にでも動く可能性はないのかについて詳細な検討を行うことは必須の義務であるべきところ、長崎大学は調査すら怠っているのが現実である。
- (7) 以下において、小江原断層が間近に迫っているにもかかわらず免震構造を採用したゆえの危険性についてさらに指摘するが、これらのことを踏まえれ

ば、本件施設の耐震安全性が確認できないことは明白であり、本件施設が指定の前提を欠いていることも明らかである。

2 島村英紀武蔵野学院大学特任教授の指摘

(1) B S L 4 施設に関する島村教授の指摘事項 (甲 6 8) は下記の通りである。

- ① 本件施設から1kmほどの所に小江原断層が確認されていること
- ② 小江原断層が活断層であるかや、本件施設付近まで断層が続いているかは未確認であり、仮に震源となった場合には、大きな被害を生みかねないこと
- ③ 小江原断層が活断層であるかないかに関わらず、直下型地震の震源とならない保証はできないこと
- ④ 熊本地震では震源断層の間近では、長周期地震動によるとみられる、固有周期の長い建物がきわめて大きく揺れるという変位応答スペクトルが得られていること
- ⑤ 震源断層の間近で長周期地震動が発生すること、その結果、固有周期の長い建物（免震構造物はこれに含まれる）に大きな揺れが発生することは、熊本地震だけに限って現れた現象ではないこと

(2) 島村教授は、「注意すべきことは、必ずしも熊本地震のような大地震が起る必要はないことである。長崎大学の耐震設計によれば、きわめて稀に発生する地震に対する応答変形量が45cm（安全に使用できる限界）であるが、熊本地震で得られた変位応答スペクトルは最大200cmに達している。これからすると、熊本地震の四分の一～五分の一の振動の大ききで何らかの被害をこの建物は受けるようになる。」と指摘していることにとくに留意頂きたい。島村教授が指摘するとおり、熊本地震の数分の一の揺れで設計値の揺れを上回る可能性があり、耐震安全性は確保されていないのである（熊本地震の危険の詳細は後述する）。

(3) この島村教授の指摘にあるような小江原断層の危険性を考えれば、小江原断層という断層の存在が判明しているのに、長崎大学は調査すらせず、したがって何の担保もしていないということは、原告ら住民の不安を大いに増大させる。原告らの生存権を脅かす小江原断層の調査すらしていないことを考えても、本件施設が指定の前提を欠いていることは明白である。

3 断層調査義務の存在について

(1) 大津地決平成28年3月9日判例時報2290号75頁(甲57)や広島高決令和2年1月17日(甲58)を概観すると、安全性を担保する最も重要なポイントは、その建造物を襲う地震動の適切な想定をなし得ているかということにある。そして、その想定に際して最もクリティカルなポイントとなるのは活断層の有無である。

言い換えると、建造物の耐震強度の安全性を判断するには、最も近い活断層を見極め、その活動により生じる地震動を想定し、その地震動に対する耐震強度を確保しなければ担保できないということを意味する。

(2) この大津地裁判決は原発立地に関する安全性を担保するためのものであるが、本件施設は原発と並ぶ安全性が求められる一種病原体の動物実験施設なのであるから、本件施設にも当該判決は敷衍されるべきである。

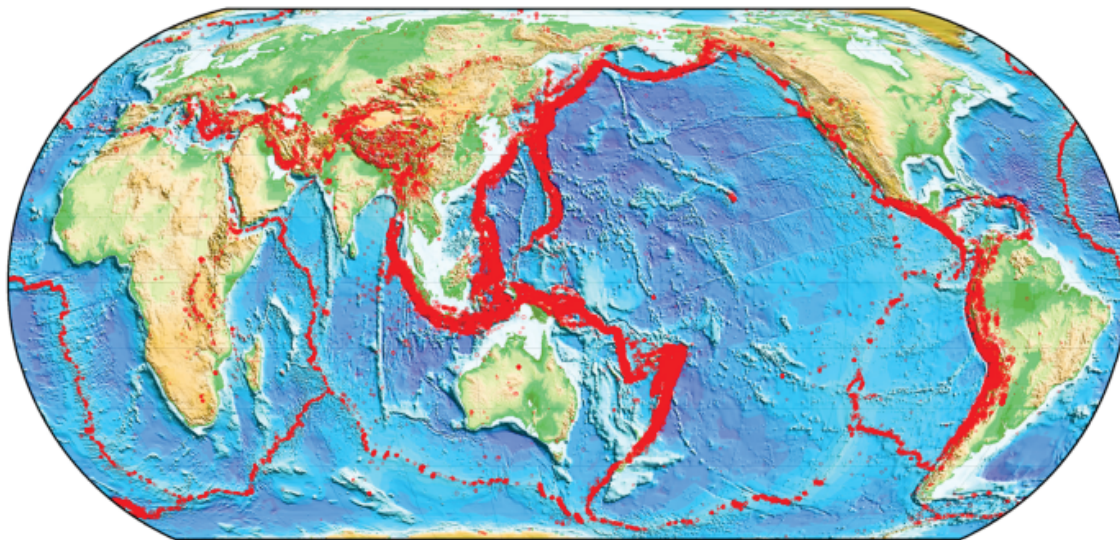
(3) 世界各地のBSL4施設は断層に隣接して建てられていないことから、本件施設が小江原断層を間近に控える地点に建てられることの非常識さを指摘できる。すなわち、世界各地で建設されたBSL4施設について、断層に接して建設されたものはない。これも、地震による危険性を考慮したからである。

下記は世界の地震分布図、および長崎大学が配布した世界のBSL4施設の分布である(甲64)。かかる分布をみても、BSL4施設は地震多発地帯に建設されていないことがわかる。

このようなことから、小江原断層が万一にも動く可能性が無いことを証明

する責任を長崎大学は負っていると解するべきであり，調査義務を免れ得ない。

世界の震源分布



※ 震源データはアメリカ地質調査所(USGS)、地形データはアメリカ海洋大気庁(NOAA)のETOPO5による。
図はGMT(Generic Mapping Tools)を用いて作成した。

(4) 繰り返しになるが，これまで述べてきたように，本件施設の設置場所近辺に小江原断層が存在することが明らかな以上，長崎大学は小江原断層が万一にも動く可能性が無いのか否かの調査からやり直し，少なくともその結果が判明するまでは計画を中止しなければならない。そしてその結果次第によっては耐震設計をやり直さなければならない。さもなくば，住民に被害が生じる蓋然性は否定しきれず，住民の平穩生活権を奪う可能性が厳然として存在するからである。本件施設の耐震安全性にこのような不安が存在する以上，厚労大臣が指定する前提を欠いていることは明白である。

世界で稼働中及び稼働予定のBSL-4施設 (既に23か国・地域52か所以上が稼働中)



- : 稼働中
- : 稼働予定
- ▲: 日本(国立感染症研究所)のBSL-4施設は、BSL-4病原体を扱っていない。

BSL-4施設は諸外国で40年以上の稼働実績をもつが、これまでに施設外への病原体の漏出等は一度も起きていない。

第2 BSL4施設で免震構造を採用してしまったゆえの危険性

1 はじめに

第1では、本件施設が免震構造であるがゆえに、特に小江原断層の挙動が本件施設に大きな影響を及ぼす可能性を指摘した。ここでは、さらに、小江原断層の影響の重要性について、国の耐震設計方針や学術的な観点からの主張を行う。

2 免震構造に関する審査ガイドが要請すること

- (1) 原子力委員会「建物・構造物の免震構造に関する審査ガイド」(甲819 ページ)では、留意すべき事項として、下記を指摘している。

(1)免震構造物は、やや長周期の地震応答が卓越するため、免震構造物の周期特性を踏まえ、免震構造物の固有周期の2倍程度までのやや長周期に着目して地震動評価を実施し、必要に応じて免震設計に用いる基準地震動を策定していること。

(2)耐震設計に用いる基準地震動が短周期における敷地又は施設への影響に着目している一方で、免震設計に用いる基準地震動の策定においては、やや長周期における敷地又は施設への影響に着目した地震の想定及び検討用地震を検討していること。具体的には、敷地からの距離は離れているが地震規模の大きな地震を選定し、やや長周期における敷地又は施設への影響をその他の検討用地震と比較して、免震設計に用いる基準地震動に係る検討用地震としての選定可能性を検討していること。また、免震構造物の固有周期がやや長周期であることを踏まえ、地震規模に対して十分な継続時間を有していること。

すなわち、免震構造の場合、長周期地震動に着目して基準地震動を策定すべきことが明示して指摘されているのである。本件施設においても、小江原断層が長周期地震動の震源となる恐れが否定されていない。

(2) 従って、本件においては、既にその存在が公知であり、少なくとも浦上地区（ビッグN野球場）付近まで迫っている（甲24）ことが確認されている小江原断層を全く考慮しないことは、この指針からも逸脱しているとの誹りを免れ得ない。上記第1で述べた一般的な活断層の再調査義務に加えて、本件施設が免震構造であるが故に、調査は必要最低条件となるのである。

3 「残余のリスク」の観点からの要請

(1) さらに、本件施設の耐震設計において小江原断層を考慮すべきことは「残余のリスク」が要求する義務でもある。

ア 「残余のリスク」(residual risk)とは、あるリスクに対して組織が何

らかの対応をした結果、なお残るリスクの大きさのことである（甲82）。

イ 原子力安全委員会「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（甲83）では、「地震学的見地からは、上記(1)のように策定された地震動を上回る強さの地震動が生起する可能性は否定できない。このことは、耐震設計用の地震動の策定において、「残余のリスク」（策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事象が発生すること、施設から大量の放射性物質が放散される事象が発生すること、あるいはそれらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼすこと（リスク）が存在することを意味する。したがって、施設の設計に当たっては、策定された地震動を上回る地震動が生起する可能性に対して適切な考慮を払い、基本設計の段階のみならず、それ以降の段階も含めて、この「残余のリスク」の存在を十分認識しつつ、それを合理的に実行可能な限り小さくするための努力が払われるべきである。」と指摘されている。

(2) 上記のとおり、「残余のリスク」は「学説」のレベルではなく、原発でもリスク評価の現場で使われている（甲84）。

したがって、本件施設もその特別な危険性を鑑みれば「残余のリスク」の考え方を取り入れるべきはきわめて自然であり、長崎大学のみが理不尽な努力を強いられるという事情は成立しない。よって、本件施設の場合にも「残余のリスク」の観点からも小江原断層を考慮する必要があると言えるのである。

(3) 「残余のリスク」の考え方はリスク要因となりそうな事情、状況を未だ明確に認識できなくても、さらに可能な限りリスクを小さくする努力を要求することである。しかるに、小江原断層は何度も繰り返すようにすでに存在が公知となっている断層であり、万一、これが震源断層となった場合は免震構造が最も弱点とする長周期地震動となって施設を襲うことが目に見えているのであるから、長崎大学の怠慢は甚だしいと言わざるを得ない。

(4) 上記の通り長崎大学が「残余のリスク」を考慮していない状況を考慮すれ

ば、厚労大臣は指定の前提を欠いていることは明白である。

第3 免震構造物に対する長周期地震動の危険性:学術的考察

ここでは、長周期地震動が、免震構造物にどのような危険性をもたらすのかについて、その根拠を学術的に説明する。その関係は、小江原断層が万一長周期地震動を生起した場合に、免震構造である本件施設へ及ぼす危険性に対しても敷衍できるからである。

1 振動現象と固有周期について

- (1) 構造物をはじめ、世の中の質量と復元力を有するものは力を繰り返し受けると必ず振動という現象を生じる。振動のイメージを理解するための例として振り子を取り上げる。
- (2) 振り子はいったん揺れ始めたら、あとは力を加えなくても自分自身で振り子の揺れを繰り返す。この一回の繰り返しにかかる時間を周期、揺れ幅を振幅という。現実には振幅は摩擦等のために長い時間をかけて小さくなっていくが、周期は不変である。このような自分自身で揺れを繰り返す時の周期は、いつ揺れても常に同じという重要な性質がある。この或る決まった周期のことを固有周期（周期の逆数の固有振動数で表現しても良い）という。振り子の固有周期は糸の長さで決まり、糸が長ければ長く、短ければ短いことが理論的に導ける。このように、振り子に限らずすべての振動体は材質や構造から自動的に決まる固有の周期＝固有周期をもつ（甲38）。
- (3) このような現象は、非常に堅い鉄鋼やコンクリートで作られた構造物であっても生じる。ただ、通常は振り子に比べ固有周期が非常に短く、振幅もとても小さいので、そこに共通の物理学的原理が働いていることをイメージするのは難しい。だがその物理現象は確実に存在し、超高層の建物や免震構造物は固有周期が長く（糸が長い振り子に相当）、低層の構造物や耐震構造物は固有周期が短い（糸が短い振り子に相当）という科学的事実となって現れる。

2 加振力と共振

(1) 振り子（ブランコ）を揺らすために我々は或るタイミングで周期的に力を加える。これを（外部）加振力と呼ぶ。加振力の周期のタイミングが良ければそれが小さな力であっても揺れ（振幅）はどんどん大きくなることや、タイミングが悪ければ逆に揺れが小さかったりほとんど止まったりすることを日常的に経験する。このタイミングの良い周期の加振力で振幅がどんどん大きくなる現象を共振という。ここで「タイミングが良い、悪い」とは、加振力の周期と振動体の固有周期が近い異なるかに依存している（甲39 71頁参照）。つまり、加振力の周期がタイミング良く固有周期とほぼ同じならば必ず共振が生じ、タイミングが悪ければ、振動体はそれに応じた小さい振幅でしか揺れないのである。共振時には、加振力自体は小さくなくとも、それが続く限り振幅はどんどん大きくなっていくことが非常に重要な点である。

(2) このような関係は、振動体を建物、加振力を地震力と考えても同様に成り立つ。すなわち、或る建物にその固有周期に近い周期の地震動が襲うと、地震力が大きなものでなくても建物は共振してしまう。建物が共振すると当然ながら建物の破壊につながるので、耐震設計ではこの共振を避けることが第一の目標となる。

3 免震構造の共振

(1) 免震構造は積層ゴムで支えられており、これによって共振を避ける工夫がなされている。これについて考えるため、おもちゃのヨーヨーを例に取る。ゴムに繋がれたヨーヨーは、上下に振動する際の固有周期が非常に長い（上下運動がゆっくり）。このヨーヨーについて、手を激しく上下させてもヨーヨーはほとんど静止したままである。免震構造物の耐震原理はまさにこれと同じである。つまり、免震構造物とは地盤と建物の間に敷かれた積層ゴムの働きにより、

ゴムに繋がれたヨーヨーのように固有周期を非常に長くした構造物のことである。従って、この例から分かるように、免震構造物は周期の短い地震動に対しては揺れが極めて小さくなり、顕著な耐震性能を発揮できるのである。

このような状況は理論的に示すことができ、それをグラフにしたものが下記の図（甲39 81頁図10.9に説明を加えたもの）である。すなわち、縦軸は振動体の振幅を示し、振動体の固有周期が長いほど、また外部加振力の周期が短いほど、グラフの目盛りは右の方に移る。その時、振幅は小さくなることがわかるが、このことがヨーヨーを激しく上下させても（地震波の周期が短い）ヨーヨーはほとんど揺れないことに対応しているのである。（なお、ここでの説明には、グラフの①の曲線だけを考えれば良い。）

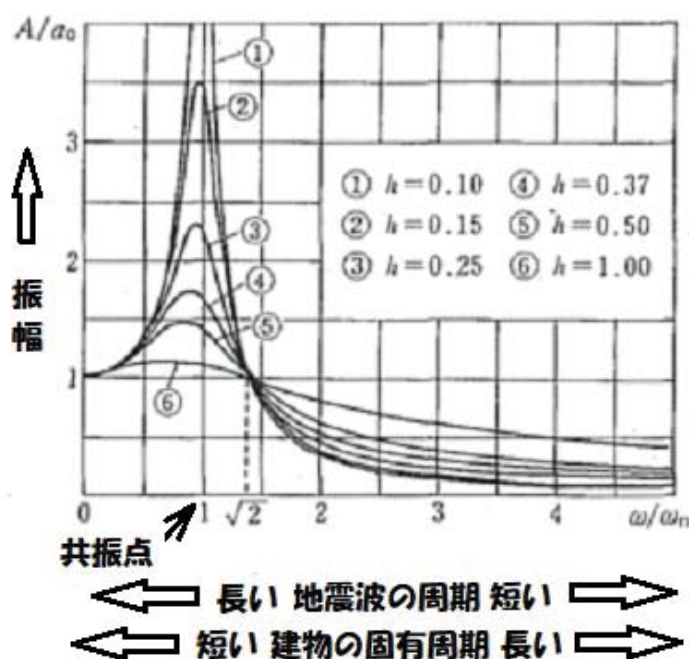


図10.9 正弦波変位による変位共振曲線

(2) ところが、同じヨーヨーをゆっくりと手で上下させて動かすと、ヨーヨーの動きはどんどん大きくなってしまふ。これはヨーヨーの固有周期が長いのに合わせて、加振力の周期を長くしたことに相当し、固有周期が長い免震構造物は周期の長い地震波に対して揺れが却って大きくなることを意味する。上の図で言えば、グラフの目盛りが左の方に移って行くことになる。そして、固有周

期と地震波の周期が一致すると（横軸の目盛りが1，すなわち共振点），建物の周期はとてつもなく大きくなるのである。重要な点は，たとえ共振点に一致しなくとも，共振点に近い周期の加振力であれば，非常に大きな振幅を生じることである。このように，免震構造物は周期の長い地震動に対して弱いというのは科学技術的な事実として周知のことである。

- (3) 洗濯機の脱水時の現象も同様である。脱水槽はゴムのような柔らかいもので洗濯機に支えられている。脱水槽は高速回転時は静穏（シューッと音がするだけ）である一方，脱水が終わり，回転が止まる直前にガタガタと大きく揺れる瞬間がある。これも共振現象である。脱水槽内では不均一に分布した洗濯物により遠心力が発生し，脱水槽の回転と共に遠心力の方向も変動するため，脱水槽を左右に揺らす加振力となる。加振力としての周期は脱水槽が1回転する時間に等しいので，高速回転時には短く，低速回転時には長い。
- (4) 脱水槽は脱水という本来の仕事をするための高速回転時に共振しては困るので，固有周期を長くして本来の仕事には影響のない遅い回転速度の時に共振するよう作られている。実際，脱水槽を手で左右に揺らしてみてもわかるように，ゆらゆらと揺れて非常に柔らかい。この時の揺れの周期が固有周期であり，高速回転時の加振力の周期に比べてはるかに長い。
- (5) 免震構造物の設計思想も，この洗濯機の脱水層の設計思想と同じであり，地盤と建物の間を積層ゴムで繋いで支えることで，固有周期を非常に長くしてある。一方，地震力の周期は洗濯機の回転数のように人為的にはコントロールできないので，これまで測定されてきた地震動を基に，今後襲ってくる地震動を予測し想定して免震構造物を設計することになる。現実には，ほぼすべての免震構造物において，地震波の周期を1秒かそれ以下と想定して，免震構造物の固有周期が4～5秒となるように設計されている。しかし，この想定（地震波の周期を1秒かそれ以下と想定したこと）が間違っていると期待した耐震性能は得られないばかりか，逆効果になることさえある。

(6) したがって、どのような地震波を想定し、どのような耐震性能を想定しているかこそが核心である。

第4 小江原断層が動いた場合に予測される本件建物の揺れと挙動

1 本件建物の設計値

(1) ここでは、まず、本件建物が地震によってどの程度まで揺れると想定されているのかを公開資料から見出し、果たしてそれ以上の揺れをもたらす地震動に襲われる可能性は無いのかについて検討する。

(2) 長崎大学が採用した免震構造は、下から、①地盤と一体化した基礎部分、②免震ゴム、③建物の3つの構造体からなる。

(3) 地震の際には、地盤が揺らされるわけであるから、まず①地盤と一体化した基礎部分が揺れ、②ゴムの変形により、③建物が変位することとなる。このとき、①地盤と③建物の動きは一体ではないため、①基礎部分の変位量と③建物の変位量との間には「相対変位」が発生する。この「相対変位量」の最大値が設計値である45cmを超えとなると、配管や配線など、基礎部から建物内まで貫通しているものが断裂するおそれを生じる。

(4) すなわち、用いられている配管や配線の許容変形量は、以下の(5)で述べる建物と地盤と一体化した擁壁とのクリアランス（隙間）の70cmと全く同じ値の70cmで設計されており、この値以上は変形せずに安全であると設計者は考えているようである。しかし、地震時に建物は擁壁に垂直な方向にだけ振動するわけではない。水平面内では円や楕円を描くように震動し、また、鉛直方向にも振動する。このため、建物が大きく震動し、設計値の45cmを超えると配管や配線が断裂するおそれが高いのである。

(5) また、上記の通り、①基礎部分の上で③建物が変位するが、建物の変位量にも限度がある。共振に近い状態で建物の変位量が想定を超えると、①基礎部分のクリアランス（隙間）の限界を超えてしまう。

もし擁壁が無ければ、免震層上部の建物は免震基礎部から飛び出してしまうが、現実には擁壁があるので、それに激突することとなる（建物自体の物理的損壊）。

2 小江原断層が動く可能性を想定すべきであること

- (1) 熊本大地震では危険だと予想していなかった断層によって巨大地震が発生したのである（甲20）。断層が施設の真下にある又は施設敷地に近接していた場合は、原子力発電所の建設は認可されない（甲21）。敷地と近隣して小江原断層の存在が判明しているにもかかわらず、長崎大学が実地検査すらしていないことはこれまでに述べたとおりである。
- (2) 熊本地震を生じた日奈久断層帯の30年地震確率は最大6%、布田川断層帯のそれは0.9%に過ぎなかったこと（甲40）および、浦上・坂本周辺のそれは0.1～3%であること（甲41）を考慮すると、小江原断層を調査することなく、免震構造のBSL4施設を建設することは極めて危険であると言える。
- (3) また、重大なことは、熊本大地震では、大強度の揺れが二度襲ったこと、しかも二度目の方が一度目よりも大きかったことである。現在の耐震設計法では、本震が一度しかない場合を想定したものであり、二度目の揺れに対しては当然ながら耐震強度は満たされない。このような地震に対する耐震設計法は未だ確立されていない。従って、長崎大学のいう耐震強度設計では原告らの不安は解消しないのである。
- (4) また、北海道胆振地方では活断層ではない地層で大規模な地震が起こった。このように、最近は従来の耐震設計法では想定していなかった地震が多発するようになっており、長崎市内でもその想定が必要であることは言うまでもない。
- (5) 2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）のような海洋型の巨大地震の地震波や熊本地震のような活断

層近くの地震波は長周期成分からなることがわかってきた。例えば、2016年の熊本地震で観測された長周期の地震波を用いて数値計算した結果、周期2秒から10秒の固有周期をもつ構造物が大振幅の振動を行うことが報告されている（2003年十勝沖地震において苫小牧の石油タンクが大振幅で振動して火災事故を起こした時の2倍のレベルであることにつき、甲40最終頁左側参照）。免震構造物の固有周期はすべてこの範囲にある。

(6) 長崎大学が設計時に考慮していないことが判明している小江原断層は、施設近傍まで迫っていることが明らかになっている。小江原断層が活断層であるか否かは判明していないが、そのどちらであるかに関わらず、この断層が動いた時、熊本地震の活断層近辺の地震波同様に長周期の地震波が発生することは必然的である。すると、BSL4施設は地震波と共振し、甲40にあるような大振幅の振動が発生して大きな損傷を受けることも必然である。その結果、ウイルス漏れ等により住民の大きな健康被害が生じる蓋然性が極めて高いのである。

3 2016年の熊本地震のデータの分析

(1) ここでは熊本地震の際にいくつかの地点で観測された応答スペクトルのデータを用いて、本件建物と同じような長い固有周期を持つ建物がどのように揺れたのかを分析する。そのデータは、下記4において、小江原断層が万一動いた場合に本件建物がどのような揺れが生じるのかの予測シミュレーションに用いられる。

(2) 熊本地震の観測データは詳細に記録・分析されている（甲72, 73）。熊本地震の大きな特徴は、長周期地震動が大規模に発生したこと、および長周期パルスという国内観測史上初の地震動が発生したことである（甲74）。これらはいずれも、免震構造であると同時に間近に小江原断層が控える立地の本件施設に多大な影響を及ぼす地震動であり、詳細に検討しなければならない。

(3) 断層近傍の強震動（フリグステップ現象）について：甲72 2頁目左7行目にあるように、益城と西原村では地盤が大きく滑ってそのまま動かなくなる大規模なフリグステップ現象が生じた。甲72図2にそのことが記録されている。すなわち、同図の中央上段の図から、益城では地震発生後7秒後ぐらいから約100cm地盤が滑って、そのまま動かなくなったことがわかる（時間が経過しても変位量は水平で変化なし）。この時、この地盤の上に建っていた建物がどのように揺れたのかは同図の右上段の速度応答スペクトル図からわかる（地盤が止まっても建物は倒壊しない限りしばらくは揺れが続くことに注意を要する）。

(4) 速度応答スペクトルから読み取ると、固有周期1秒程度で900cm/s、3秒から5秒程度ではあまり変わらず200cm/sの速度振幅である（添付の表）。変位応答スペクトルは速度応答スペクトルの値を(固有周期/2π)倍することで得られ、結局、固有周期3秒の建物は95cm、4秒の建物では127cm、5秒の建物では159cmの揺れを生じると予測できる。

(5) この現象は同図下段にあるように、西原村にも生じており、揺れの大きさはより大きい。結果だけ示すと、固有周期3、4、5秒に対してそれぞれおよそ150cm、200cm、220cmとなる。

(6) このような震源近傍の強震動によるフリグステップ現象に関わるデータが重要なのは、もし小江原断層が動いた場合にも震源が間近な本件施設に生じる可能性があるためである。しかも、熊本地震のような大きな地震でなくとも本件施設の安全許容変位量を越えてしまうのである。これについては後述する。

(7) 長周期震動による免震構造物の共振：一方、(甲72)図2の一の宮のデータは長周期地震動を記録するものである。実際、中央下段の図からこの地震波（地盤の揺れ）の周期を読み取ると、3.4秒程度となり（甲72の波形の分析一の宮参照）、長周期地震動の領域に入っている。そして同図右下段の図から、一の宮における速度応答スペクトルの値を読み取ることができる。例え

ば固有周期 3 秒の建物は速度 339 cm/s の振幅で変動したことが読み取れる（甲 72 の速度応答スペクトルの宮参照）。この読み取った値を(固有周期/ 2π)倍して変位応答スペクトルを求めると、予測される変位振幅は、固有周期 3 秒、4 秒、5 秒の建物に対してそれぞれ 162 cm、175 cm、134 cm となる。

(8) なお、速度応答スペクトルには 3.2 秒辺りにピークがあるのでその固有周期での変位応答スペクトルの値を計算すると、188 cm となる。この予測値も本件施設の固有周期の変動範囲内にあるので本件施設にも当てはまる。

(9) 以上のように、熊本地震のような内陸断層起源の地震によって、断層間近の固有周期の長い免震構造の建物は大きな揺れを生じることが予測されるのである。以上は、観測地点に本件建物が建っていたとしたら、どのような振幅で揺れたかについて分析予測したものである。しかし、このことは本件施設の地盤に同じような地震動が襲ってきた場合にも言える。そこで、以下において、これらのデータを基に、本件施設の耐震設計の安全性を検証する。

4 小江原断層が動いた場合に本件施設建物に生じる揺れの予測

(1) 上記 3 で得られた熊本地震の観測データは、熊本地震と同様の内陸直下型地震の震源となり得る小江原断層が万一動いた場合にも適用することができる。

(2) 本件建物の固有周期：本件施設の設計資料によれば（甲 70 5-4-2）建物の固有周期は T1～T6 まで 6 種類が示されている。これらは建物の揺れ方や方向に対応しているが、今問題にしているのは地盤によって揺らされる建物の応答であるから、揺らされる方向として地面に平行な場合だけ、すなわち資料で言う x 方向、y 方向のみが関係する。これからすると条件に合うのは T2、T3、T4、T5 となる。ところが、同じ x 方向であってもその揺れ方は一種類の周期の波で表されるわけではなく、一般に、多くの周期成分の波が重ね合わされたものである。本件施設の場合、x 方向、y 方向とも、その揺れ方

は周期がT 2, T 3の波だけではなく, T 4, T 5の周期を持った波も重なった揺れ方をするのである。ところが, T 4, T 5の周期を持った成分は周期が非常に短いため, 一般にその振幅は非常に小さくなる(一般的に言えば, 或る速度で非常に短い時間で揺れ動くには振幅が短い必要があるため。ただし, 固有周期に近い周期で揺らされる場合は共振という現象が起こるので, そういう場合を除く)。このことは建物の振動を議論する場合にも当てはまり, 建物の振幅への寄与が大きくなる固有周期のみを考えればよいのである。つまり, T 4, T 5の固有周期の成分の波は, 固有周期が非常に短いことと一般的な地震波が持つ主要な周期成分から離れているため, 建物の揺れに対しては無視できる。このような理由から, 本件建物の固有周期はT 2, T 3のみを考えるだけで良いのである。

(3) ところで, このT 2, T 3は小変形時から設計許容変形時までで, その値が変わっている。この理由は, 本建物の復元力が積層ゴムアイソレータだけでなく, U型鋼材ダンパからなっており, 後者の復元力特性が建物の応答変位量に依存しているからである。2.79秒は建物の地震応答変位が数cmと小さい時の大きな初期剛性の影響による固有周期であり, 5.23秒は設計許容変形時(45cmの変位)の小さな剛性の影響による固有周期である。建物の応答変位がこの間の値の18cmの時は4.61秒である。また, 建物の応答変位が設計許容変形時(45cmの変位)より大きくなると固有周期は5.23秒よりも長くなる。このように, 本建物ではU型鋼材ダンパを用いているために2.79秒から5.23秒を超える値までの広範囲の固有周期の値を取る可能性があり, 共振の観点からこの広い範囲の周期成分を持つ地震波に注意しなければならない。特に, 建物の応答変位が大きい時の固有周期である4秒から5秒以上という値は, このような長周期成分を多く含む長周期地震動との共振を引き起こすものである。

(4) ダンパの特性: 建物の免震機能をつかさどるダンパの特性は減衰定数で表す

ことができる。これについては、本件建物もほかの多くの建物と同様、0.05を設計の参考値として用いられる（甲71 5-2-6「h=5%」参照）。

(5) 本件建物の設計データをまとめると次のようになる。

固有周期：初期剛性時	2.79秒
固有周期：設計許容変形時	5.23秒
きわめて稀に発生する地震に対する応答変形量 (安全に使用できる限界)	45cm以下
設計限界値(建物の余裕限界)	63cm以下
免震クリアランス(ストッパーまでの隙間)	70cm

(5) 以上からわかるように、本件建物の安全に使用できる限界は45cm以下ということが耐震設計で想定されている。従って、想定される地震によって建物に生じる揺れが45cm以上となることが予測されるとすれば、本件耐震設計で安全は確保されていないといえることができる。次にそのことを検証する。

(6) 熊本地震から予測される本件建物の揺れ

まず、上記3で求めた変位応答スペクトルを用いると、本件建物がもし熊本地震と似たような地震動に襲われたとしたら、最大変位がいくらになるか予測することができる。そのためには、本件建物の固有周期を熊本地震のそれに当てはめるだけで良い。それを一覧表にまとめると次のようになる。

地震被害の種類	地震波が観測された地点	固有周期ごとに予測される本件建物の揺れ			
		2.79秒	3秒	4秒	5秒
フリングステップ現象	益城		95cm	127cm	150cm
	西原村		150cm	194cm	210cm
長周期地震動	一の宮	129cm	162cm	200cm	134cm

これからわかることは、観測されたどの地点に到達した地震動でも、それと似たような地震動であれば、本件建物の設計許容値、つまりきわめて稀に

発生する地震に対する安全な応答変形量の45cmをはるかに超える（所によっては数倍）ということである。

(7) 熊本地震のような大地震を想定したのだから当然，ということはいできない。

設計で設定した安全限界を越えるのは，熊本地震の数分の一の大きさであることを指摘しなければならない。しかも一の宮を襲った地震は震度5強から6弱程度に過ぎず，その割に揺れが非常に大きくなったのは長周期地震動の所為であると言えるのである。本件施設も免震構造であるゆえに長周期地震動への備えは格別になされるべきところ，小江原断層を無視したとすれば，あまりにも警戒心が無いと指摘せざるを得ない。

(8) 以上の通り，万一小江原断層が動くようなことがあれば，熊本地震の数分の一程度の揺れで本件建物は設計安全限界を超えるという予測結果が得られた。

繰り返しになるが，小江原断層は熊本地震を引き起こしたものと同様な内陸断層であり，島村教授によれば活断層であるか否かに関わらず断層が動く可能性は有るとされる（甲68）。しかも，小江原断層は本件施設の間近に迫っている可能性があり，致死的病原体の動物実験を行う格別の危険性を有するBSL4施設の建設においてこれを無視してはならない。

(9) なお，すでに本件施設は建設されている。しかし，この建設にあたっては，小江原断層が考慮されていない。したがって，建築基準法が求める「I類」の耐震安全性は，上記で主張した小江原断層の情報抜きで認められたものであるから，この認定を以って小江原断層が動いた場合の耐震安全性が確保されたことにはならない。

(10) 長崎大学は小江原断層が決して動かないこと，または動いたとしても熊本地震の数分の一をはるかに下回る強さでしか地震は起こりえないことのいずれかを立証しなければ，耐震設計の安全が確保されたことにはならない。そのようなことが立証されない限り，厚労大臣は指定をしてはならない。

第5 本件施設は耐震安全性が証明されていないこと—感染症法が規定する耐震強度の確保の問題—

1 感染症法施行規則で規定される耐震強度

- (1) 感染症法施行規則では、第31条の27に、BSL4施設は建設省告示第2379号（以下、「告示」）の基準に適合する耐震安全性の確保が義務付けられている。これは、バイオ施設でもBSL3以下の施設には課されておらず、致命的な一種病原体の動物実験を行うことでBSL4施設の格別の危険性が認識されているものと考えられる。
- (2) この格別の危険性については、「告示」において、BSL4施設は「放射性物質を貯蔵又は使用する施設（以下、「原子炉等」）と同じく、別表（十）にカテゴライズされていることからわかる。

2 「告示」基準の耐震安全性が必要な理由

- (1) 長崎大学が開示した資料（甲60）によれば、本件建物は建築基準法が定めるI類耐震安全性を確保したとしている。ところが、I類の耐震安全性はBSL3以下のバイオ施設にも適用されるのであり、感染症法が規定する「告示」基準よりは緩い規定である。実際、そのことをまとめたものが（甲108）である。
- (2) このように、感染症法はBSL4施設に対してI類耐震安全性以上の厳しさを持つ「告示」基準を課しているのであるから、I類安全性の適合を以って告示基準をクリアしたことにはならないのは当然である。

3 長崎大学の施設が未だに「告示」基準を満たしていないこと

- (1) 長崎大学は本件施設の基本構想に際し、本件施設の耐震強度の目標はI類耐震安全性であることを明記していることから考えれば、「告示」規定の遵守は想定されていなかったと考えられる。

(2) 資料【甲60 3ページ参照】には「性能評価申告書」がある。そして、該当条文を引用しているが、ここには、「建築基準法」が引用され、「当該建築物のその他性能評価」については、「無」にチェックがなされており、「告示」基準への対応は為されないことが確定している。

件名		性能評価を受けようとする建築物の名称 長崎大学(坂本1)実験研究棟		
性能評価	該当条文 (□枠内にレ印)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第一号 <input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第二号 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第三号 <input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第四号	床面積の合計 (手数料算定用)	5,210.40㎡
	当該建築物の その他性能評価 (□枠内にレ印)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	有の場合は評価内容(該当条文等) <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	

【甲60 3ページ参照】

4 小括

以上のことから、本件施設は、感染症法が規定する耐震強度の確保をしていることが確認されていないことは明らかであり、本件施設は指定を受ける前提をそもそも欠いている。

第6 住宅地に建設する必要はないこと

1 住宅地に作るというのは根本的な誤りであること

長崎大学が無人の離島に建設をしようというのであれば、原告らは反対をしない。坂本地区という住宅地かつ観光地に極めて近接して建設、運用しようとしているからこそ、原告らの生命、身体(憲法13条)の侵害と直結するのである。

2 BSL4施設を住宅地に作ることは不要であることについて

(1) ウイルス分離による確定診断について

ア 長崎大学が指摘する、病原体分離に基づく検査法のためにBSL4施設を設置する必要性については、感染研のBSL4施設の稼働で消失したというべきである。

イ すなわち、PCR法は、ヒトのゲノム（約30億塩基対）のような非常に長大なDNA分子の中から、自分の望んだ特定のDNA断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができ、極めて微量なDNA溶液で目的を達成できるというものである。

ウ かかるPCR法は、ウイルスを不活化して行う点に特徴がある。したがって、病原体分離が不要であり、確定診断のためには、BSL4施設は不要という結論に至る。

エ 「感染症危機管理体制強化プロジェクト」として、「公的検査機関での全国的な検体検査の態勢を強化」と指摘されている（甲53 5頁）。つまり、エボラウイルスのような一種病原体でも、検査のためにBSL4施設が必要不可欠ではないことが示されているのである。

(2) 活きたウイルスでワクチン開発を行う必要はなく、まして、住宅地で行う必要性はないこと

ア ワクチン開発について、わざわざ活きたウイルスを用いて本件施設のような住宅地で開発する必要性について、長崎大学は疎明すらしていない。

イ 活きたウイルスを用いる必要のないワクチン開発手法の研究が進んだ現在においては、住宅街においてわざわざ活きたウイルスを必要とするワクチン開発研究に拘る理由はなくなったというべきである。

例えば、その一つであるDNAワクチンに関しても、活きたウイルスそのものを用いなくてもなぜワクチンとして有効性を持つのかという作用機序の研究が進んでいる（甲54）。つまり、活きたウイルスを使わなくとも、例えばエイズやインフルエンザなどの感染症、がん、アレルギー、アルツハイ

- マーなどの疾患に対するワクチン開発の研究はできる状況である（甲54）。
- ウ 実際、2020年6月29日の時点で新型コロナウイルスの遺伝情報を用いて世界中で合わせて150近い開発計画が進められていること、長崎大学でも新型コロナウイルスの遺伝情報でのワクチン開発が進められていることが報道されている（甲55）。
- エ 新型コロナウイルスに限らず、エボラウイルスについても、DNAワクチンを使った研究が進んでいる（甲56）。このことについて、製薬会社は「弱毒化ワクチンとは異なり、病原性をまったくもたないため安全です。ウイルス自体の取り扱いがありません。この特徴はエボラのような致死性の高い病原体に対する薬を日本国内で製造する上で重要だと考えられます。」と述べている（甲56）。
- オ ワクチン開発の研究については、上記の通り活きたウイルスを使わないワクチン開発手法が存在するのである。つまり、研究に生きたウイルスは必須なものではないから、まして、ワクチン開発のために住民への安全を損なうおそれのある住宅街にBSL4施設を作る必要性はないと言うべきである。
- カ なお、エボラウイルスに関するワクチンが世界でも未だ開発途上にある現況において、後発組である長崎大学によるワクチン開発が望める状況でもないことを付言する。

3 WHOも住宅地を避けるよう述べていること

- (1) WHO文書には封じ込め実験施設の建設場所を「可能な限り、実験室は、患者、居住地、公共の場所から離れた場所に設置すべきである」と記述されている（甲22）。

WHOは封じ込め実験室を擁する危険な実験棟を、住宅街からできるだけ

離れて建てるよう、要請している。それでもなお住宅地での建設を強行するのか、原告らは説明を求めているのである。

ア WHO文書には封じ込め実験施設の建設場所についての記述が存在するが、それはBSL4施設の立地の指針とも言えるものである。WHO文書 1997 (5) 2 の第3章 (3. Laboratory premises (邦訳：第3章 実験棟の敷地と建物)) (甲37) には Location of laboratory (邦訳：実験棟の配置) の項目があって、次のように書かれている。

「-wherever possible laboratories should be sited away from patient, residential and public areas, although patients may have to attend and provide or deliver specimens;」 (邦訳：できる限り、実験室は患者のいるところ、人の居住する区域、公共の区域から離れて建設されるべきである。たとえ患者が検体を提供する必要があるとしても。)

イ この部分における”residential area”とは英文の本来の意味から“一般住宅街”と解釈するのが最も自然である。そうすると、WHOは封じ込め実験室を擁する危険な実験棟を、住宅街からできるだけ離れて建てるよう、要請していることになる。

ウ なお、”residential area”を研究所全体敷地内の居住スペースと解釈したとしても、狭隘な坂本キャンパスの場合、事情はほとんど変わらないことを指摘しておく。もしBSL4施設の建物を学内の居住スペースから離れた位置に建設すべきとなれば、一般住宅地に対しても全く同様（またはそれ以上）のことが求められるからである。

(2) 原告が一貫して問うてきたのは、なぜ、住宅地に本件施設の設置を選択したかという点であり、この点についての長崎大学の回答はない。必要性ばかり強調され、原告ら住民の不安については考慮していない。WHOはバイオ施設が感染源となって地域社会に病原体が拡散する恐れを繰り返し警告して来た。さらに、2020年版14頁表2.3では『For example, culturing a biological

agent with a low infectious dose that is transmissible by the aerosol route might have a greater risk than culturing another biological agent with a high infectious dose that is only transmissible by the oral route. Or, performing research on a biological agent that is not prevalent in the local community will pose a greater risk than performing the work in a region where it is endemic.』 (たとえば、少ない量のエアロゾル感染病原体を培養することの方が、経口経路によってのみ伝染する病原体を培養するよりもリスクが高くなる可能性がある。または、その地域社会で見られない病原体の研究を行うことは、それが風土病である地域で研究を行うよりも大きなリスクをもたらす。』と指摘されている(甲101)。すなわち、『その地域社会で見られない病原体の研究を行うことは、それが風土病である地域で研究を行うよりも大きなリスクをもたらす』というような警告さえ書かれている。こうしたことに鑑みれば、地域社会の受けるリスクを考慮し、地元住民の合意が必須であり、かかる合意がなされるまでは、計画は中止すべきなのである。

(3) そもそも、国内に存在しない病原体を国内に持ち込むことは、端的には、感染源が国内に出現することを意味する。

また、海外との人や物の交流に伴い、感染症が侵入することは、台風襲来と同じく自然災害とも考えられる。これらに対しては、防災、減災の思想で対峙する必要がある。

上記の通り、施設が感染源となる可能性をWHO文書でも各所で指摘されている。国内に感染源を作って、そこから感染症が広がることは人為災害である。このような施設をわざわざ住宅地に近接して建設したことにより、原告らを含む住民は、国民平均のリスク(もともとあるリスク)に加えて、施設が出来ることでのリスクまでプラスして受忍を強要されることになるからである。

(4) 上記のように、市街地に建設することは、多数の住民を生命身体の危険にさらすにもかかわらず、それを上回るメリットは見いだせないのである。

4 原告らの生命身体を侵害する危険があることを考えれば、わざわざ住宅地で行うべきではないこと

(1) 日本学術会議ほか『我が国のバイオセーフティレベル4 (BSL4) 施設の必要性について』の第4章(9頁)では、施設設置の要件を、①施設ならびに運営の要件 ②地域住民の合意 ③国の関与と明記している。

(2) ①施設ならびに運営の要件を満たしていないことについては、これまでに主張したとおりである。

(3) ②地域住民の合意について

ア 我が国においてBSL4施設が稼働できていないのは住民の合意が得られなかったためという反省のもとに、第4章の施設建設の要件の2番目として、「地域住民の合意」を掲げている。ほかの場所では住民の納得が得られなかったから長崎の市民には我慢を強いる、長崎の市民が反対しようが考慮しないというのは不平等極まりない。

イ 世界各国にBSL4施設が存在するから我が国にも必要という理屈は、本件施設について市民に我慢を強いる理由にならない。

(4) ③国の関与についても、上記書面11頁で「新施設は国が管理・運営に責任を持ち、また、国の共同利用施設としての組織運営がなされるべきである」と指摘されるのみであり、「国が管理・運営に責任を持つ」ことについて、未だに証拠をもって提示されていない。

原告ら住民が懸念している、事故があったときにどうなるのかという点について、国が責任をもって無限責任を負うという点が明示されていない状況であり、かかる担保すらなされていない現状では、計画を進めるべき前提を欠くと言ふべきである。

そもそも住民の合意が必要と言うのは、長崎大学の本件事業を地域社会への影響を与えずに実施することは不可能だからである。WHOが施設が感染源となって地域社会に病原体拡散などの被害を与える可能性について、繰り返し警

告していることは上記の通りである。さらには技術が進展した最近になっても、実験室関連感染はそのほとんどが人的要因によって引き起こされていると指摘している。たとえば、2020年版1頁12行目では『*A review of recent laboratory-associated infections showed that most were caused by human factors rather than malfunctions of engineering controls* 最近の実験室関連感染のレビューは、そのほとんどが工学的制御の機能不全ではなく、人的要因によって引き起こされていることを示している。』と明快に指摘している（甲101）。

このようなリスクを地域社会が負うことになるのであるから、コミュニティの構成住民がそのリスクを十分に理解し、どこまで覚悟ないし許容できるかという点に帰着する。したがって、その総意としての住民の合意は本件事業実施の最も重要な条件であり、それを欠いた本件計画は住民の合意を得るまでは実施することが出来ない。

第7 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大により、長崎大学施設の危険性は改めて明白になったこと

1 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により生じた深刻な懸念

(1) WHOバイオリスクマネジメント実験施設バイオセキュリティガイダンス2006年9月(甲3)の序文は、「2003～2004年のシンガポール、台北、北京における実験室内SARS-CoV感染が経済にもたらした影響や科学的関心は、その影響を被った施設においてバイオセーフティに対する意識を高めただけでなく、関係する科学界や国の規制当局による見直しをも促進したという点が重要である。」との指摘から始まっている。

(2) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、厚労省ホームページでは、「新型コロナウイルスが動物由来であるとの確定的な証拠は見つかっていませんが、その遺伝子配列が、コウモリ由来のSARS様コロナウイ

ルスに近いと、コウモリがこの新型コロナウイルスの起源となった可能性が考えられています。」と説明している（甲4）。

この発生源は不明であるが、中国・武漢市の「中国科学院武漢病毒（ウイルス）研究所」におけるBSL4実験室から新型コロナウイルスが流出したのではないかという疑惑が持ち上がっている状況にある（甲5）。

(3) 原告らが懸念をしているのは、長崎大学が運用する本件施設が、中国科学院武漢病毒（ウイルス）研究所同様に、新たなウイルスの起源となる、またはなりうるということである。

BSL4施設事故は、複数の対策を綱渡りのように成功させなければ収束に向かわず、一つでも失敗すれば被害が拡大して破滅的な事故につながりかねないという、他の科学技術の利用に伴う事故とは質的に異なる特性がある。また、いったん発生した事故は時の経過に従って拡大して行くという性質を持っているのである。かかる性質からも本件施設が原告の人格権を侵害することを裏付けている。

2 動物からヒトへの伝播する危険性を裏付けるものは枚挙に暇がないこと

① エボラウイルスザイール株の場合、BSL4施設での動物感染の実験では、サル、ブタに感染した。また感染したブタからは直接的な接触はできない距離に置いたサルが感染した。ブタで肺疾患を引き起こし、呼吸器分泌物はウイルスを多く含んでおり、ブタが鼻を鳴らしたりするたびに、ウイルスが噴霧状に散らばった（甲6）。

② 平成30年10月、カリフォルニア大学 Tracey Goldsteinらを中心とするプロジェクトチームは、コウモリからエボラウイルスを分離したことを報告した（甲7）。

3 BSL4, BSL3を問わず, 実験室内感染事故は多数起っていること

(1) 針刺し事故等により実験室内感染を生じたもの

- ③ 2009年, ハンブルグのベルンハルト・ノホト研究所のBSL4施設において実験者が針刺し事故でエボラに感染した(甲8)。
- ④ 2004年, ロシアでエボラウイルスに実験室内感染し死亡した。そのほか, イングランド, コートジボワールでも室内感染事故が発生している(甲9)。重要なことは, これらの記事は『実験室はBSL4ウイルス曝露が発生しうる場所である。特にフィロウイルスは実験室感染と関連があり, 最初にウイルスが同定されたのも1976年にドイツのマールブルグの実験施設において研究員らがアフリカミドリザルへの曝露後に熱性疾患が発症したことが契機だった。その後, エボラウイルスの実験室内感染が, イングランド, コートジボワールで発生した。2004年にロシア研究者がエボラウイルス実験室内, 感染で死亡したことや今回のUSAMRIIDの経験は, 実験室内感染の問題が深刻であることを示している。』という認識を示していることである。
- ⑤ 2004年, 米国陸軍感染症医学研究所でエボラ感染マウスに使った注射針を手に刺した。幸運にもマウスはエボラを発病しておらず, 感染を免れた(甲8)。

(2) オーストラリアにおけるBSL4施設からのウイルス流出事故

ア 甲88は1985年に, オーストラリア家畜衛生研究所(AAHL)のBSL4施設でニューカッスル病ウイルスの漏洩事故が発生したことを伝える当時の記事である。このウイルスは我が国においては一種病原体ではなく, BSL4施設を必須とするウイルスではないが, 畜産大国オーストラリアにとって家畜伝染病は大敵である。そこで, 国内に存在しないウイルスが侵入した時に予め備える研究を行うため, BSL4施設(当時はP4と呼ぶ)が

建設された、という事情を伝える記事はそのまま信用できるといえる。

イ 事故の概要は以下の通りである。AAHLのP4施設内の冷凍保存室で女性技師が必要なフィルター装着を忘れ作業に及んだところ、頭髮、顔面、衣服にエアロゾル化した生のニューカッスル病ウイルスを浴びてしまった。幸いにしてこのウイルスは人間に対して致死적ではなく、本人は結膜炎を発症したのみで施設から外に出てしまい、何日間も社会生活を送った。その後も、本人は視覚障害のため出勤と欠勤を繰り返したという（要するに、施設に何度も出入りし、施設外を何回も移動したのである）。これは一步間違えば家畜に致死的な感染症を広げる事態を招いてもおかしくない事故であった。これこそ、P4施設が国内に存在しない危険な病原体の感染源となるリスクの体現と言える。同じリスクは本件BSL4施設にも潜在的に存在していることを明確に認識しなければならない。

ウ さらに強調しておくべきは、事故を起こした研究所側の姿勢である。記事では事故が報告されたのは4日後であったことや、過去にもあった事故の隠蔽（同研究所の副所長が国内に存在しない病原体を自分自身に誤って注射して発症したこと）などが伝えられているが、ここで詳細は省く。

なお、この事故に関しては地域連絡協議会で議論されたことがある（甲89）が、長崎大学はP4施設で起こった事故とは認めていない。しかしその根拠は薄弱である。

（3）ロシアでの炭疽菌流出事故

ア 1979年のロシアでの上記事故について、日経サイエンスでは下記の通り指摘されている（甲90）。「旧ソ連の軍事施設の高さ25mの煙突から、目に見えない謎の粉末が空気中に漂い出た。その後数週間で、このスベルドロフスク（現エカテリンブルク）という都市の周辺に住む80人以上が病気になった。最初はインフルエンザかと思われたが、数日内にひどい内出血などが生じ、68人以上が死亡した。」「複数のエアフィルターがなくなったため、基

地の制限区域にあった秘密の軍事研究・生産設備から細菌の芽胞が漏れ出したのだ。」「炭疽菌の芽胞が吸い込まれると、体内で発芽して細長い棒状の菌体に戻る。菌は増殖を始め、血流に広がり、様々な組織を攻撃する。実際、適切な抗生物質ですぐに治療しないと、肺炭疽患者はものの数日で死亡する。だがソ連軍部はこのアウトブレイクの素性を、地元の保健当局を含め誰にも明かさなかった。」

イ 上記事故は施設で取り扱う病原体が、いったん外部へ漏れたらどのような規模の被害（被害の中身と範囲において）をもたらすのか、ということを知らしめる貴重な実例として捉えなければならない。この事故はHEPAフィルターの装着忘れという、2度と起こりそうもないヒューマンエラーによって生じたが、すぐ上で述べたように、10年も経たずして、被害の程度こそ違え、同じ原因の事故を生じているのである。そして、このように装着が無い状態でも、装着が不完全であれば同様な事故が再現されるのであり、排気による施設外へのウイルス漏れの潜在的リスクは限りなく大きい。

(4) ロシアにおける爆発事故

ア ロシアでは2019年にも、天然痘ウイルスを保有するBSL4施設が爆発により火災を発生するという、実に危うい事故が発生している（甲91）。

イ 本件施設も可燃性ガスを取り扱うはずであり、この種の事故も他人事ではない。この事故は幸いにして大事に至らなかったが、この事故を伝える記事の中に非常に大きなリスクの存在が示唆されている。それは、爆発や爆風によってもウイルスが生き延びて、しかも却ってウイルスが施設外にまき散らされる可能性の存在である。記事では、条件によっては汚染範囲が10m～数百mに及ぶ可能性があるとは指摘されている（甲91）。

ウ 長崎大学は地域への説明会や地域連絡協議会などで、仮にドローンなどでテロ攻撃を受けても、爆発の熱などでウイルスは死滅するから外部へ拡散する心配は全く無い、という趣旨の説明を繰り返してきたが、常にそのような

楽観的状況を期待してはならないことがわかる。

エ 現在進行中のロシアの爆撃に曝されるウクライナの破壊された建物の映像を見ると、より一層の不安が高まる。なぜならば、爆撃による建物の損壊は局所的な場合も多く、建物の一部のみ破壊され、一部は不完全な状態で残されているからである。つまり、ウイルスの保管された場所が直撃を免れたら、却ってウイルスが周辺にばら撒かれる状況となるかもしれないのである。

(4) 上記のような事故の後、研究者が自覚無しで帰宅した場合、症状が出るまでの間にも、同居家族、同僚や学生、公共交通機関内やその他公共の場での他人との接触はあり得る。BSL4施設相当のエボラウイルス病の医療施設では数人の医師や医療関係者がいる中で、本人も気が付かずに感染した事例が少なからず生じている。その医師は米国に帰国後発病したが、その前には地下鉄に乗るなど、本人も感染に気が付いていないことは明らかである（甲31）。

さらに接触した人が感染した場合、「風邪かな」と一般医療機関を訪れる危険もある。したがって、医療機関が感染拡大の場となってしまうことは、新型コロナウイルス感染症の場合と同様なのである。

(5) 重要なことは、BSL4施設と同等の厳重な防御設備を備えているはずのエボラウイルス病などの医療施設において、上記の通り、先進国も含めて医療関係者の感染が相次いでいることである。

たとえば、「治療に当たる医師らは全身を覆う防護服やマスク、手袋、長靴といった完全防護した医師のエボラ感染が伝えられ（甲29）、アメリカとスペインにおいて、『予め用意されていた感染症専門の医療施設による厳重な管理の中で治療が行われ、作業を行うには防護服による完全防備に加えて脱着時のマニュアルなどもそろい、事前の訓練を受けていたはずである。ヨーロッパやアメリカという先進国の専門の医療機関でも二次感染が起こってしまった事実は、エボラウイルスの感染を完全に防ぐことの難しさを示した出来事だっ

た』と記述されている事実（甲30）は、実験室内感染が非常に深刻であることを示しており、同等の防護設備であるBSL4実験室においても深刻な事態であることは同様である。

4 新型コロナウイルス感染症の発生・拡大から学ぶべきこと

- (1) 新型コロナウイルス感染症については、武漢にあるBSL4施設から漏れた疑いが報道されている。ひとたびウイルスが漏れると、近隣住民の生命、身体に影響を及ぼすことは、武漢における感染者数、死者数が明瞭に物語っている。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大によるパンデミックにより、ひとたび漏れた後のリスクの存在は明らかとなった。このようなリスクしかないBSL4施設をわざわざ住宅街に設置するメリットは何もないどころか、国内に存在しない致命的病原体をわざわざ国内に持ち込むことは、国内に致命的病原体の感染源を新たに長崎の地に作り出す意味にしかならない。このリスクは海外から感染者が長崎の地に致命的病原体を持ち込むリスクをはるかに超え、感染の危険に直面する原告ら長崎市住民に極めて理不尽なリスク負担を強いるものである。
- (3) BSL4施設は感染拡大抑止に全く役に立たず、病原体が国内に侵入した後では悲惨な状況にしかならないことがわかったからには、致命的病原体が侵入したらどんな悲惨な状況になるか火を見るよりも明らかである。BSL4施設内にエボラウイルス等が持ち込まれることは、致命的病原体にとっては第一ステップである最も困難な国内侵入を果たしたことになる。その後の国内拡散への第二、第三のステップとしては、安全神話を過信する人間の油断をじっくり待てばよい。あるいは機械や電機システムの微妙なバランスの下に成り立っている病原体の封じ込め機能が事故によって破れる機会をじっと待てばよいのである。

このようなリスクを潜在的に抱えているBSL4施設を、わざわざ住宅地

に作って病原体を持ち込むことのメリットはまったくないということに着目すべきである。

5 長崎大学の建築する建物は新型コロナウイルス感染症発生以前の計画であること

(1) 長崎大学が建築した建物は、新型コロナウイルス感染症以前に計画された図面に基づくものであり、新型コロナウイルス感染症によって得られた知見は考慮されていないと考えられる。

そもそも、新型コロナウイルスはBSL3以下の施設で取り扱い可能とはいえ、その病原性の研究や変異の仕組みの解明など、遺伝子改変が必要となる研究においては、安全レベルのより高いBSL4施設が必要となる可能性が大きい。その場合、新型コロナウイルスの空気感染性を鑑みれば、長崎大学が一貫して主張してきた「BSL4施設では空気感染する病原体は取り扱わない」とする宣言が反故にされる恐れが生じる。それによって、空気感染を前提としない施設の設計がアダとなり、空気感染病原体の施設外漏出の可能性が高まるのである。

(2) このような新型コロナウイルス感染症が拡大した現在においてもなお、原告が図面すら開示しないまま建築計画を強行していることに、原告等は強い懸念を持っている。

このような施設からひとたび、ウイルスが漏れた場合、原告らの人格権を侵害し、甚大なる被害をもたらす怖れが明白であるにもかかわらず、対策について明示せず、長崎大学は使用を強行しようとしているのである。

(3) 新型コロナウイルス感染症によって判明した事項も多いと考えられる。このようなコロナ禍のなかで、新型コロナウイルス感染症以前の計画の建物を建設使用することは安全ではない可能性があるのである。

第8 そもそも長崎大学には、BSL4のような高度研究を安全に行う能力があることや、

事故時における資力も証明されていないこと

1 長崎大学がこれまで、事故等を直ちに明らかにしてこなかったこと

- (1) たとえば、長崎大学が運営する熱帯医学研究所のバイオ実験施設では、オートクレーブの点検記録をコピーの使い回しで作成していたことが発覚したが、チェックした原本は出てこなかった（甲15, 16, 19）。
- (2) 長崎大学は作業員の点検を記録したノートは本人の退職と共に破棄されたと回答しているだけであり、点検が適正になされたことは証明されていない。そもそも点検結果をノートに記録したとしてもそれ自体が規程違反であり、「点検自体は適正になされていた」事実を証明するものは存在しない。
- (3) 元々、作業員が点検記録の平成24年から26年の間、点検記録のコピーを使い回すに至った経緯は、この間、点検結果を正式の記録簿ではなく、作業員の個人用ノートに記録し、その記録を後日まとめて正式の記録簿に転記する際にコピーしてしまったものと長崎大学は説明している（甲32）。すると、長崎大学の『点検自体は適正になされていた』とする根拠は、その作業員の個人用ノートを確認すれば証明が完了すべきところ、当該点検者の平成27年3月31日付退職とともに廃棄され、転記の原本となるノートが存在しないと長崎大学は説明し（甲33）ている。
- (4) このような後年におけるコピー自体は、帳簿が一年ごとに閉鎖されていなかったことの証拠であるが、もし取り扱った病原体が一種～三種の病原体であったら、感染症法施行規則第31条の26, 第3号の規定に違反する。この件に関して、長崎大学は取り扱う病原体が四種であるとただ主張するのみである（甲33）。
- (5) なお、この件に関して、地域連絡協議会では積極的に疑いを晴らす姿勢が長崎大学には欠如していることが指摘されており（甲34 6～7頁）、長崎大学の隠蔽姿勢が原告ら住民の大きな不信を招いていることが窺える。

(6) 長崎大学の運営する長崎大学病院では2015年2月に新生児特定集中治療室等でカンパペネム腸内細菌科細菌の院内感染を発表したが、発表まで1ヶ月も費やした(甲17)。また、2018年11月には同院内の工事で小火を出したが、所定の消防署への通報は11日後であっただけでなく、住民・市民は2019年1月の新聞報道ではじめてこのことを知ったのである(甲18)。

2 長崎大学の能力不足

(1) BSL4のような施設における研究は、国のような高度研究が行える機関で行うべきである。長崎大学はこのような高度研究施設における研究を立案・遂行するに足りる能力を証明していない。

(2) 論文の引用動向による日本の研究機関ランキングでも番外(甲36)となっている。上記で指摘したような基本的なチェックミスは、長崎大学にそもそも基本的な力が不足していることが原因である。

3 事故が起こった際の長崎大学の資力も疎明されていないこと

(1) 第三者行為による傷病については、健康保険の対象にはならない(健康保険法57条, 国民健康保険法64条参照)。したがって、長崎大学の事故により住民が疾病にかかった場合には、長崎大学が費用負担義務を生じる。

(2) BSL4施設でひとたび事故が起こると、被害が急拡大することはこれまでに主張してきたとおりである。そして、長崎大学が行うべき賠償額は数兆円、数十兆円というレベルに達する。

(3) 長崎大学のような独立行政法人が事故における補償ができる見込みは保証されていない。したがって、事故による治療費、交通費、入院費、休業補償、後遺障害慰謝料について長崎大学によって支払われる見込みすらないという状況は法的に許されない。

(4) 長崎大学は、自らが「情報の地域住民への提供」の場として位置づけている地域連絡協議会において「本学のBSL-4施設における万が一の事故等により、地域の方に経済的被害が発生した場合には、設置主体である長崎大学は、その賠償等の責任を負う（その際、長崎大学のみでの対応が困難な場合には、国が必要な支援を行う）。」と説明した。一方で、川田龍平参議院議員は政府に対して「住民が感染して死亡した場合や住民に後遺症が残った場合、どのような賠償や補償をするのか。」（甲25）と質問したところ、政府は「「賠償や補償」については、個別具体的な状況に即して判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。」（甲26）との回答であり、長崎大学のみでの対応が困難な場合に、国が支援するという趣旨ではない。そうであるならば、万が一、感染による被害が発生した場合の被害者に対する補償については未だ約束されていないのである。

第9 避難計画策定義務違反

1 大津地決平成28年3月9日判例時報2290号75頁(甲57)

各原発の近隣地方公共団体においては、地域防災計画を策定し、過酷事故が生じた場合の避難経路を定めたり、広域避難のあり方を検討したりしているところである。これらは、債務者の義務として直接に問われるべき義務ではないものの、福島第一原子力発電所事故を経験した我が国民は、事故発生時に影響の及ぶ範囲の圧倒的な広さとその避難に大きな混乱が生じたことを知悉している。安全確保対策としてその不安に応えるためにも、地方公共団体個々によるよりは、国家主導での具体的で可視的な避難計画が早急に策定されることが必要であり、この避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準が望まれるばかりか、それ以上に、過酷事故を経た現時点においては、そのような基準を策定すべき信義則上の義務が国家には発生しているといってもよいのではないだろうか。このような状況を踏まえるならば、債務者には、万一の事故発生時の責任は誰

が負うのかを明瞭にするとともに、新規基準を満たせば十分とするだけでなく、その外延を構成する避難計画を含んだ安全確保対策にも意を払う必要があり、その点に不合理な点がないかを相当な根拠、資料に基づき主張及び疎明する必要があるものと思料する。

上記避難計画の重要性は共通するところ、長崎大学はかかる計画すら策定していないのであるから、上記計画を策定するまで、計画を中断すべきと言わざるをえない。

2 WHO文書が要請する非常事態対応計画の不備

(1) 上記避難計画に加えて、長崎大学はWHOが要請する非常時の対応計画と緊急対応マニュアルの作成を怠っている。乙18によれば、その第13章（p 79）のタイトルは「非常事態対応計画と緊急対応計画（Contingency plans and emergency procedures）」である。そして、非常事態への対応計画は文書化されたものであること、および国または地方の衛生当局がその策定に関与すべきことが書かれている。

(2) それらの中で特に住民と直接関連する項目がある。すなわち、同頁の非常事態対応計画（Contingency plans and emergency procedures）に、長崎大学が怠っている準備すべき項目が具体的に書かれている。

まず4は、人と動物の緊急避難（Emergency evacuation）について、5は病原体被曝者や負傷者の緊急治療（Emergency medical treatment）について、6は被曝者の医学的監視（surveillance）について、7は被曝者の臨床管理（Clinical management）について、それぞれ文書化された対応計画が必要であることを記している。そして、8には極めて重要なことが掲げられている。疫学調査（Epidemiological investigation）である。

すなわち、漏洩した病原体により生じた疾病がどのような状態で社会に広がっているかについて、事業者は疫学調査をする必要があり、少なくともその疫

学調査の方法や手順は事前に文書化されていなければならないことを示しているのである。このような方法や手順は漏洩した病原体や事故の規模によって違うものになるかもしれず、病原体を想定して、だれがどのように行うのか、予め計画を立てておかなければ被害の悲惨さが倍加することは、新型コロナの対応に右往左往している現状から明らかである。

(3) さらに、WHOの文書では、本計画の策定に当たって取り込まれるべき項目として、8項目が掲げられているが、その中にも住民と直接関連する重大な項目がある。まずその3番目は、リスクの及ぶ職員と住民集団の特定

(Identification of at-risk personnel and populations) である。つまり、或る想定の下で(病原体の種類や事故の規模など)リスクの及ぶ職員や住民の集団を特定しておくことが求められている。これがあれば事故が起こった際の緊急対応をスムーズに行うにあたり、非常に役に立つと思われる。5番目は、被曝露者又は感染した住民を受け入れる治療施設又は隔離施設のリスト作成、6番目は人の輸送に関する計画を求めている。

(3) 以上述べてきたように、WHOはBSL4施設の建設及び運営に当たっては、地域住民への避難や事故時の対応について、きめ細かい計画を事前に立てておくことを要請しているにもかかわらず、長崎大学はこれを提出していない。避難計画がないまま計画や建設を進めることはできないのであるから、このような観点からも、指定を許されないことは言うまでもない。

(別紙)

物件目録

所在 長崎市坂本1丁目 長崎大学坂本キャンパス内

(別紙)

当事者目録

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12



1 3

1 4

1 5

1 6

1 7

1 8

1 9

2 0

2 1

2 2

2 3

2 4

2 5



2 6

2 7

2 8

2 9

3 0

3 1

3 2

3 3

3 4

3 5

3 6

3 7

3 8



3 9

4 0

4 1

4 2

4 3

4 4

4 5

4 6

4 7

4 8

4 9

5 0

5 1



5 2

5 3

5 4



〒 8 5 4 - 0 0 6 2 長崎県諫早市小船越町 6 1 7 番地 1 1

弁護士法人諫早総合法律事務所（送達場所）

原告ら訴訟代理人弁護士 龍 田 紘 一 朗

原告ら訴訟代理人弁護士 三 宅 敬 英

電 話 0 9 5 7 - 2 4 - 1 1 8 7

F A X 0 9 5 7 - 2 4 - 5 2 5 7

〒 1 0 0 - 0 0 1 4 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番地 1 号

被 告 国

上記代表者法務大臣 齋 藤 健